

第17回 最新の弁護士費用特約について

弁護士
高山 桂



皆様が加入されている自動車保険では、交通事故を起こした時の被害者への賠償責任の補償のみならず、様々な特約が存在します。例えば、各社によって内容は異なりますが、交通事故が生じた場合、過失に関わらず補償を受けることができる人身傷害保険特約、治療上の必要がなくとも個室ベッドに入院できる差額ベッド代支給特約等、本来の交通事故により生じる賠償とは関係はないけれども、交通事故が生じた時の皆様をサポートするための特約が存在します。

今日紹介する弁護士費用特約もその特約の1つです。交通事故被害に遭遇した場合、その損害を相手方保険会社に賠償を請求しなければなりません。これを被害者の方自らが行う場合には負担も重く、またその補償も著しく安いものになる可能性が高いことから、弁護士に依頼する費用を補償する特約が弁護士費用特約です。弁護士費用特約は、弁護士に依頼することで発生する弁護士費用のみならずその実費分までを請求する事ができることから、原則として1円の支出なく交通事故を弁護士に依頼することができます。

今までは弁護士費用が高いために交通事故を弁護士に依頼できず、その結果泣き寝入りをするしかなかった被害者の方が、この特約をもとに交通事故を専門に扱う弁護士に依頼することで、適切な賠償金を取得できるようになりました。さらに、各社によって異なりますが、年額数千円で加入できる手頃な特約であるため、加入される事をお勧めします。

最近では、交通事故のみならず一般の方々が日常生活の中で巻き込まれる法律トラブルに関して、弁護士費用を補償する特約も販売されるようになりました。例えば、損保ジャパン日本興亜が販売する『弁護のちから』や、プリベント少額短期保険株式会社が販売する『Mikata』等が有名ですね。

以前であれば、弁護士も数が少ないこともあり、相談・依頼しにくいという風潮が強かったですが、現在では弁護士もサービス業の一環としての意識も徐々に浸透し、身近な存在になりつつあります。また、弁護士が入れば、誤った知識のために不利な内容の請求に応じることなければ、そもそも窓口が弁護士に切り替わるため面倒なやりとりから解放されるため、依頼をされる方々にもメリットは非常に大きいといえます。

離婚トラブルや賃貸借トラブル、近隣トラブル、相続トラブル等、皆様の日常生活の中にも実は法的トラブルの芽は存在しており、いざという時の対策をとっておくことが安心した日常生活を送るために重要な事かもしれません。

法律トラブルに巻き込まれると、非常に強い精神的ストレスを抱えると共に、今後どのようになるのかわからないという不安を抱え込んだ状態で生活をしなければならなくなります。そのような時に、優れた弁護士が迅速に問題を解決してくれ、しかも弁護士費用の負担も一部で済むとなれば、これほど心強いものはありません。

利用するための要件等も存在しますが、いざという時に備えるためにも、交通事故のみならず、一般的なトラブルにも対応出来る弁護士保険の加入もぜひ検討してみてください。